

法テラスの通訳料基準

通訳料は、上記契約弁護士と通訳人との間の契約により定められるものですが、法テラスでは、財政規律を維持する観点から、通訳料の支給基準(通訳料基準)を定めており、契約弁護士は、同基準に従って通訳人に通訳を依頼するよう努めなければならないとされていますので(弁護約款本則第17条、付添約款本則第15条、被害者参加約款本則第15条)、通訳料基準に従った契約の締結をお願いいたします。

法テラスでは、契約弁護士が、通訳料基準と異なる通訳料等を通訳人に支払った、あるいは通訳人からの通訳料基準と異なる通訳料等の請求を受け入れた場合には、

① 通訳依頼の際に通訳人に本書面を示すなどして通訳料基準を説明したか

② 同説明にもかかわらず通訳料基準と異なる支払等を行った理由

について、確認を求めています。通訳料等請求書に①、②の記載がない場合(②については合理的な理由の説明がない場合も含む。)には、通訳料基準に従った通訳料等の算定・支給となりますので、必ず通訳依頼の際に通訳料基準の説明をするとともに、それでも通訳人に応じてもらえず、やむを得ず同基準と異なる支給基準で契約を締結した場合には、その内容及び理由について具体的に記載してください。

通訳に伴う文書作成料(翻訳料)については、同費用請求書の書式記載の説明をご覧ください。

【通訳料基準の概要】

費目	基準(*1)		(税込)
通訳料	基本料金	1日の通訳時間(実際に通訳を行った時間。待機時間を含まない)の合計が 30分以内の場合(*2)	8,380円
	延長料金	1日の通訳時間の合計が30分を超える分について、その超過分が 10分に達するごとに(10分未満は切捨て)	1,047円
待機手当	1日の待機時間(通訳予定場所に到着した時刻、同場所における契約弁護士との待ち合わせ時刻のうち、いずれか遅い時刻から、通訳を開始するまで[通訳が実施されなかった場合は不実施が確定したときまで]の時間)の合計が 20分に達するごとに(20分未満は切捨て)		1,047円 (上限4,188円)
交通費	公共交通機関を利用した場合に算定される金額(*3)を上限とする実費(*4)(*5)		
遠距離移動手当	通訳のための移動が遠距離(往復100km以上)にわたる場合(*5)		4,190円
振込・書留手数料	通訳人に振込・書留により支払った場合、振込・書留に要した手数料の実費		

*1 本基準は令和元年10月1日以後の国選弁護人等の活動に通訳人を要した場合に適用し、その余の場合については改正前の基準が適用されます。

*2 **同一事件に関し、同一日に複数回の通訳を行った場合、基本料金の支給は1回のみです。**

*3 公共交通機関(タクシーは含みません)を利用して最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合の金額を指します。

*4 特急料金及び座席指定料金は、特急券の有効区間が片道100km以上の場合、急行料金は、急行券の有効区間が片道50km以上の場合のみ支給します。なお、グリーン料金は支給されません。

*5 複数の事件について同一の移動機会に通訳をした場合は、交通費及び遠距離移動手当については、事件の件数に応じて按分します。

【通訳料、待機手当の計算表】

1日の通訳時間の合計		1日の待機時間の合計	
通訳料(税込)		待機手当(税込)	
1～39分	8,380円	1～19分	0円
40～49分	9,427円	20～39分	1,047円
50～59分	10,474円	40～59分	2,094円
60～69分	11,521円	60～79分	3,141円
以下10分に達するごとに	+1,047円(10分未満切捨て)	80分～	(上限4,188円)